

## 指定管理者における県内事業者の活用について

中小企業振興基本条例や小規模企業振興条例では「受注機会の増大に努めること」、「地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮すること」などが謳われています。

つまり、こうした条例は県内各地域において、県が発注する公共工事や指定管理者の選考については県外の企業と広域的に連携することはあるものの、本質的に県がおこなう予算の支出に関しては県民や県内企業を主とすべきものだという点です。

指定管理者制度は平成 15 年の地方自治法改正によって、県や市などの出資法人や公共団体等に限られていた「公の施設」の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人や民間企業などに委ねることができるようになった制度であり、本県では今年 4 月 1 日現在、68 の施設で指定管理者による管理・運営がおこなわれています。

その 68 施設の中でも「さいたまスーパーアリーナ」や「彩の国さいたま芸術劇場」、「社会福祉事業団」が管理・運営する施設などは、特別な知識と技術が必要とされることから随意契約となっています。

一方、その他の施設については公募による選定がおこなわれていますが、ほとんどの施設で応募は 2 社程度、最大でも 3 社という極めて少ない状況です。

県営公園に限ると、久喜菖蒲公園や森林公園緑道などは、以前は東京都に登記されている公園財団が請け負っていましたが、前回の公募からは本店が県内に登記されて

いる法人等と募集要項で変更されたことは県内企業の受注を推進するものだと思います。

しかし、共同体(JV)を組む場合はその限りではなく、代表企業を県内事業者としてしまえば一方は県外事業者でもこの要項を満たしてしまうため、条例で定めたような地域活動に貢献している地元の企業が僅か数点差で選考から漏れるケースがあるなど、県内企業を育成するという視点から外れた募集要綱の変更になっています。

地域のネットワークを活かせる身近な事業者は、目配り・気配りから緊急時の対応や質の向上、そして効果的・効率的な運営から細やかなサービスが可能です。

そこで、県営公園の規模に応じては、施設の所在地に登録されている民間企業への加点や県内企業に限定した選考をおこなうなど、地域振興と企業育成の視点を十分に配慮した形とするべきと考えますがいかがでしょうか。

次に今後の管理委託の進め方についてです。

選考は選定委員会でおこなわれますが、選定理由ではこれまでの「管理と運営実績」を大きく評価する傾向があるのではないかと感じます。

継続して選定された場合には実績があることは当然であり、このことが制度始まって以来、同一事業者の選定に繋がりやすく、新規の参入を難しくしている要因の一つではないかと思っています。

そこで、公募に手を上げづらい状況をどう改善し、今後の管理委託を進めていくのか、以上2点都市整備部長に伺います。